

勝浦町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、勝浦町の介護保険の被保険者であって、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による要介護認定又は法第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち、低所得者で特に生計が困難であると町長が認定した者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人等が、当該軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減した場合、その費用の一部を助成し、もって低所得者の生活の安全と介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

(対象者)

第2条 この要綱による軽減の対象者は、町民税世帯非課税者であって、次の要件のすべてを満たす者のうち、そのものの収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象サービス及び軽減内容)

第3条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービスは当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設を所管する徳島県知事及び勝浦町長に対して、申し出があった社会福祉法人が行う次のサービスとする。

- (1) 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- (2) 通所介護、介護予防通所介護
- (3) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- (4) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- (5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- (6) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1)～(6)のサービスにおけるサービス費、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費とする。

2 軽減対象とする費用及び軽減の程度は、前項に掲げるサービスにつき、利用者負担の1/4(高齢福祉年金受給者は1/2)を原則とし、免除は行わない。

(申請)

第4条 第2条の規定による軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」(様式第1号)に、別に定める必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

(認定)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは第2条に規定する軽減事由の該当の有無を審査決定の上、「社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書」(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、軽減対象者として認定された者に対しては、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(様式第3号。以下「確認証」という。)をあわせて交付する。

(確認証)

第6条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が4月から7月までの間である場合は、当該年度の7月31日までとする。

2 軽減対象者は、介護保健サービスの利用に当たり、あらかじめ軽減を行う社会福祉法人等の事業者の確認証を提示するものとする。

3 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更があったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

4 確認証の交付を受けた者は、被保険者の資格が無くなったとき、第2条の軽減対象の基準に該当しなくなったとき、又は、確認証の有効期限が到来したときは、速やかに格認証を町長に返還しなければならない。

(利用者負担)

第7条 軽減対象者は、社会福祉法人に対し、確認証に記載されたところにより軽減後の利用料を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第8条 要介護等被保険者が偽りその他不正の行為によってこの要綱による利用者負担の軽減を受けたときは、町長は軽減を行った社会福祉法人と協議の上、軽減額の全部又は、一部を社会福祉法人等に返還するよう求めるものとする。

(社会福祉法人等に対する助成)

第9条 町長は、社会福祉法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に利用者負担の軽減を行った場合、当該社会福祉法人等に対し軽減の要した費用の一部を事業所等からの請求に基づき、審査の上、助成金を支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。